随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（市民人権局分）（令和6年11月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	戸籍住民課	228-7739	戸籍システム及び戸籍附票システムの標準準拠システム移行に伴うデータ抽出及びクレンジング業務	富士フイルムシステムサービス株式会社　公共事業本部　関西支店	4,048,000	R6.11.1	本業務は、標準準拠システムへの移行にあたり、現行システムから移行データを抽出、作成する業務であり、本業務を適正に履行するためには、現行システムのデータ仕様やテーブル構造など、現行システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、現行システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや移行データに起因する不具合が生じる恐れがあり、窓口に来られる市民の方だけでなく、標準システムと連携しているシステムを利用するすべての課、都道府県及び国に重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、現行システムについて詳細な知識等を有する、現行システムを構築した業者である富士フイルムシステムサービス株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 根拠法令:地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	1者随契	
3									
4									
5									